

表 4 - 2 法第 3 4 条第 1 号の対象とする公益施設

法令	公益施設	根拠法令	具 体 例
政 令 第 29 条 の 5	学校施設	学校教育法第 1 条、	小学校、中学校、義務教育学校、幼稚園
	社会福祉施設 ある建築物	児童福祉法 第6条の2の2第4項 第6条の3第 2項 第6条の3第 6項 第10項 第14項 第21条の9 第39条 第44条の2第1項	放課後等デイサービス事業 放課後児童健全育成事業(滋賀県放課後児童健全育成事業実施要綱に適合するもので、実施主体が市町(条例による委任を含む)又は社会福祉法人若しくは市町の関係部局との調整が図られているものに限る。) 地域子育て支援拠点事業 小規模保育事業 子育て援助活動支援事業(既に同法に基づく事業の用に供する施設の立地があり、かつ、当該施設を拠点として実施するものに限る。) 「子育て支援事業」の用に供する建築物(市町が実施(委託を含む)、又は補助する事業に限る。) 保育所 児童家庭支援センター
		介護保険法 第 8 条第14項 第15項、第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第 8 条の 2 第12項 第13項 第14項 第15項	「地域密着型サービス事業」 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護(同法に基づく単独立地が可能な施設があり、やむを得ず当該施設に附属して設けられるものに限る。) 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホームに限る。) 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 「地域密着型介護予防サービス事業」 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

法令	公益施設	根拠法令	具体例	
政 令 第 29 条 の 5	社会福祉施設	障害者総合支援法 第5条第1項	「障害福祉サービス事業」のうち以下のもの（障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設において行われる施設障害福祉サービスを除く。） 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 地域活動支援センター	
	社会福祉法 第2条第2項 （第1種社会福祉事業）及び第3項（第2種社会福祉事業）である建築物	第7項 第12項 第13項 第14項 第5条第25項		
		隣保事業		隣保館
		児童福祉法 第6条の3第9項 第6条の3第12項		家庭的保育事業 事業所内保育事業
		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第3条 第2条第7項		認定子ども園の用に供する建築物 （市町の所管部局と調整が図られ、同法第3条の県知事の認定を受けられるものに限る。） 幼保連携型認定こども園
	医療施設	医療法 第1条の5第2項 第2条	診療所 助産所 （注）住宅併用の場合は30%以上の医療施設を必要	